

# 都市の縁辺を考える（下）

——20世紀初頭の横浜スラム再考——

阿 部 安 成

- I 「南太田町」を問う
- II 救済という教練
- III 調査された「南太田町」
- IV 代表としての「南太田町」
- V 貧民という〈他者〉(1)
- VI 施与される「南太田町」
- VII 紙面のなかの「南太田町」 (以上、『彦根論叢』第335号)
- VIII 不潔としての「南太田町」 (以下、本号)
- IX 圍繞された「南太田町」
- X 貧民という〈他者〉(2)
- XI 改良の「南太田町」
- XII 特殊化される「南太田町」
- XIII 「南太田町」という問い

## VIII 不潔としての「南太田町」——ペスト流行の反復——

南太田町のスラムとペストや有菌鼠とのあいだにかかわりがあるとの見方は、『横浜貿易新報』による歳末義捐金募集のさなかにペスト流行も報道された1913年に、初めて登場したのではなかった。過去のペスト流行にさかのぼって、その記録に南太田町のスラムがどのように書かれたのかをみよう。

1910年に神奈川県警察部が編集した『神奈川県「ペスト」流行史』（神奈川県警察部、神奈川県立図書館かながわ資料室所蔵）は、1902年を第1回（神奈川県域でペスト死亡者5人、死亡率71.4%）とする横浜市域のペスト流行を4回記録している。20世紀初頭の10年間は、横浜市域でもくりかえしペストが流行したときだった。当初は海岸通など港にちかい地区で流行したペストは、港

湾地域近辺に限定されずにだんだんと市域各地にひろがってゆく。1902年10月には「[「ペスト」発生蔓延ノ兆アル」と感知されたとき、警察当局が県内各郡長と郡部警察署・警察分署に、「貧民部落」の住民で「健康ニ異状」のあるものの有無を確認せよと通牒した。横浜市域に発生したペスト流行が市境を越えるおそれがあるとき、その伝播先として郡部の「貧民部落」があげられると憂慮されているのだ。ペスト流行にかかわって、その当初より「貧民」の存在と集住が問題視されたのだった。

第2回（1903年、おなじく41人、83.7%）の流行のときには、2年まえの1901年に横浜市に編入された南太田町（合併まえは久良岐郡）で住人1人（搾乳業雇人男11歳、死亡）の発症がみつけられた。このときの1つの流行経路は、1902年のときとおなじく海岸通が原発地とみなされたものの、港湾都市の後背地となろうとする南太田町や西戸部町などでの発症者10人をめぐっては、なぜその地域にまでペスト流行が伝播したのかは探知できず、警察当局は、南太田町に到達した「病系ニ就テハ孰レノ系統ニ属スヘキカ全ク不明ナリ」と記さざるをえなかったのである。第3回（1907年、おなじく18人、94.7%）の流行のときも、南太田町の住人1人が発症（治癒）した。またしてもここでの発症は「系統ノ不明瞭ナルモノ」、すなわち伝染経路を確定することができなかったのである。もちろんペスト流行の制圧と予防につとめる当局は、その原発の場所と要因、そして伝染経路と感染理由を探查し確定しようとするのだが、鼠や蚤といった小動物や極小昆虫が伝播の媒介となるペストのそれらを十分に把握するのはなかなかの困難事である。明確につかめるのは、ペスト流行にかかわる場所と人間の特異性となる。いや、ペスト流行時にそれとのかかわりで場所と人間の特異性が顕にされるのである。

この1907年のペスト流行記録には、前回までにはみられなかった南太田町についての記述があらわれた。すなわち、

南太田町細民部落ニ住スル植木職〔13歳に伝染した〕……其系統明カナラス、然レトモ其隣家ニ牛乳搾取場アリテ、該牛ノ食料トシテ古俵類ヲ貯蔵セル納屋アルヲ知ルノミ

と、南太田町にある搾乳場の古俵がペスト流行にかかわって怪しいとの書きぶ

りながら、その確証は得られなかったようである。断定は避けられたものの、すでに第1回の流行のときからペストに感染したりそれが伝染したりしてゆくには、罹病した当人の職業や流行地区の環境、そして輸入された「外国米」とそれを容れる囊俵、あるいは「貧民」の存在が重要な要因となるとの観点から市域の問題箇所の探知がなされ、いわばそうしたペスト探查網に南太田町のスラムに積まれた古俵がひっかかったのである。しかもこのときの流行経路についての記録のなかで、唯一ここに記された「細民部落」の語が南太田町の特異性をあらわしている。いいかえれば、ペスト流行にかかわる特異な「細民部落」として南太田町が言挙げされたのである。

そして第4回（1909年、おなじく22人、78.6%）の流行では、その南太田町がペストをめぐる事態の中心となる。2月に野毛で保菌鼠が発見されてからふた月を経ないうちに、南太田町で10人を超えるペスト発症がみつけられて、「病毒散蔓ノ区域愈々拡大シ将来ノ惨状測ル可カサルノ形勢ヲ呈シ」<sup>〔ママ〕</sup>とみなされた流行は、この年の秋までつづいたという。半年を超える期間をとおして各地に伝染がひろがってゆくペスト流行の、その1つの原発地に南太田町が指定されたのである。警察当局のペスト流行記録はその地について詳述し、ペスト流行の原発地にふさわしい記述を展開してゆく。

今回患者ヲ初発セシ南太田町ノ一部ハ、横浜市ノ西南端ニシテ多クハ貧民ノ群居スル地ナリ、同地域中ノ一部落ニハ紙屑拾ヒノ一団アリテ市内各所ヲ徘徊シ、塵芥函等ヨリ紙屑檻樓等ト共ニ鼠ヲ拾ヒ来リテ、之ヲ同地住民……ニ販売スルヲ常トセリ……

ここで南太田町をめぐる事態を考察するときの手掛かりとなる語は、貧民群居、紙屑拾い、市内徘徊、檻樓、である。ペスト流行をとりしめる当局にとって、それを鼠が媒介するとは周知のことであり、したがって「〔ペスト〕病予防上鼠族駆除ノ最モ急務タルハ論ヲ俟タ」ないので、市当局は鼠を買いあげ、<sup>15)</sup>ときに抽籤の懸賞もつけて鼠の捕獲と回収につとめてきた。かつては紙屑拾い

15) 横浜市では1902年に鼠の買いあげを始め、市役所衛生課、衛生組合事務所、警察署、巡査派出所、巡査駐在所が職掌した。この開始時は鼠1頭の買いあげ額が5銭、その後は3銭から5銭のあいだを推移して、1907年の流行時に6銭の最高額となり、ついで再び3銭となった。賞与あるいは割増としては、1903年とくに衛生法従事人夫が発見したばあ

をおこなっていた南太田町在住の某も、このときに到り「鼠ヲ買ヒ集ムルヲ以テ寧口本業」とするようになり、ここが「鼠族ノ集散地タル観」を呈してしまった。鼠駆除に有効と判断されて執行された行政当局の仕方は、市域の特定箇所に鼠の集積地区をつくる結果をもたらし、そして南太田町がペスト流行の原発地となったというのだ。しかもこの地区の住民の多くは「土工、人夫、糞尿汲取人、行商人等」の職に就き、ここはそうした「細民」が集住する「横浜市第一ノ貧民窟ト称セラレ俗ニ乞食谷戸ト呼」ばれているとも明かされたのだった。ペスト流行記録は、「細民」「貧民窟」「乞食」とペスト流行とが濃密に関係しあうとする認識をみせている。

警察はペストが流行した地区を探查して、発症の月日、発症者の住所・職業・氏名・年齢を記録してゆく。1909年流行時にペストと診断された順に、南太田町での発症者12人の性別と職業と年齢をあげると、①男「洋傘直シ」29歳（死亡）、②男「糞尿<sup>(マウ)</sup>吸除人」39または34歳（死亡）、③女「ハンカチーフ職工」15歳（死亡）、④女「人夫ノ〔妹〕」9歳（死亡）、⑤男「甘酒行商」10歳（死亡）、⑥女「紙屑拾」31歳（治癒）、⑦その娘8歳（死亡）、⑧その弟2歳（死亡）、⑨農業を営む男の息子5歳（治癒）、⑩古俵商の娘で無職9歳（死亡）、⑪女「紙屑拾」48歳（死亡）、⑫女「人力車夫妻」無職38歳（死亡）である。少ない事例ではあるが、③④が姉妹、⑥⑦⑧が母子という事例から家庭内感染がうかがわれ、また発症者には紙屑拾いとその家族が多い（⑥⑦⑧⑪）。①を初めとする発症者の住居近隣には「土工、人足、紙屑拾等多」く、その住居「番地ニ於テ一頭、其他同部落ニ於テ多数ノ「ペスト」鼠発見」され、⑫の住居近辺には「日雇、及労働者多」く、⑪⑫と「同一部落ニ於テ十頭余ノ「ペスト」鼠発見」されたと示されてしまえば、ペストをめぐる発症と鼠の存在との因果がみえてしまうのである。また、①と②③④の住居の距離は300mあまり、①いは20銭の賞与を、1909年には「南太田町ノ部落ニ対シ交通遮断執行ノ当時、同町内ニ於テ発見」した鼠について4、5銭の割増金がついた。また「捕鼠ヲ奨励」するための懸賞はたとえば、捕らえられた鼠が1万頭になると開籤をおこない、100円を分割して30円1本、10円2本、5円4本、1円10本、50銭40本という内容だった。1902年から1909年までに総計90回の開籤がおこなわれ、1909年には捕鼠目標6万頭、懸賞金総額1000円、当籤者獲得最高金額100円となった。

①と⑤⑨はおよそ9m, ②と⑨は住居番地が連続するというように、1つの日常生活圏においてペストが流行したとみえる。コレラのような広域に拡散する大流行と異なって、ペスト流行はその拠点が明示されるのである。発症者またはその親の職業は「雑業」に括られる職工、行商、そして紙屑拾いであり、こうした事実は行政当局がみせる発症と職業との関係に信憑性を与えてしまう。もちろん雑業層だけがペストに罹るのではないことも事実なのだが。

住民の職業だけでなく南太田町の環境にも、ペスト流行にかかわる問題がみつけられる。すなわち、「下水<sup>(ママ)</sup>八家ノ前後ニ汎濫シ、土地卑湿ニシテ一種ノ異臭鼻ヲ衝キ、屋内ノ狭隘ニシテ不潔ナルコト言語ニ絶」するほどという。この住民たちは夜遅くまで働かなくてはならず、「世路ト生活ノ困難ニ戦フ」ているのだから「他ヲ顧慮スルノ遑」がないのだとの理解を当局はひとまず示しながらも、「習ヒ性」となれば「塵埃堆積スルモ敢テ介意セス」との環境に泥んってしまったと判定されてしまう。谷戸という地形が湿った土地をつくる、南太田町の長屋はひろいとはいえない、ペスト発症者や死亡者には紙屑拾いやその子など都市雑業層がいる、というように行政当局は職の形態と住民の性情をめぐる、調査された実態と診断された習性にもとづいて、ペスト流行にかかわる不潔な南太田町という像をつくりあげてゆく。

代価目当てと非難されるかもしれない紙屑拾いのいわば鼠回収業への転業も、ペストが流行するとその制圧と予防のために、指定された特定区域から襤褸、古着、古紙などの搬出が禁止されるので、屑拾いであれ紙屑拾いであれ商売が成り立たなくなり、鼠を回収し市当局に買いあげてもらおう仕儀も当事者にとってはやむをえないこととなろう。他方で、行政当局もペスト流行の制圧と予防にむけて業務をつくしているのもであって、いたずらに訓令や通牒を乱発しているのではないと主張するだろう。<sup>17)</sup>ペスト流行下において生活者も行政当局も、

16) たとえば1909年5月5日付県令第33号で、ペスト予防のためとして「南太田町ヨリ襤褸、古着、古綿、古紙、古革皮、古羽毛、古麻袋、古俵、古菰、古蕈、古繩、古敷物類及掃キ寄七米穀等ヲ他地方ニ搬出スルコトヲ禁止」し、これに違反したのものには科料が課せられることとなった(5月25日付県令で横浜市全域に拡大される)。

17) たとえば当局は、神奈川県が1907年7月5日に県令第75号「跣足禁止令ヲ横須賀市ニ施行スルノ件」、同11日に県令第79号「跣足禁止令ヲ保土ヶ谷町外ニ施行スルノ件」ノ

精一杯に生活を維持し、忠実かつ熱心に行政を執行してゆくことで、鼠が南太田町に集積される制度が展開し、そして複数のペスト発症者の出現という事実によって、ペスト流行をめぐる事態の中心に南太田町がおかれたのである。しかもそこはくりかえし住民にペストが発症した地区であり、外部者のだれにもわかる泥濘の地であり、そこに他所者が立てば嗅ぎ慣れない臭い<sup>18)</sup>がその鼻をつき、一目で家屋の狭さや崩れた様子がわかるとなると、南太田町は「乞食谷戸」とよばれる「横浜市第一ノ貧民窟」としてひろく納得されるのである。なによりそこはペストを流行させるほどに「不潔」だ<sup>18)</sup>というのだ。

### IX 囲繞された「南太田町」——監視と暴力——

前述のとおり（本稿第七章）、ペスト流行時には「予防区域」あるいは「有病地域」に指定された一郭に交通遮断が実施され、そのために指定区域の「境界ハ牆壁ヲ繞ラ<sup>〔しゅうへい〕〔めく〕</sup>」されることとなる。そのねらいは、「鼠族ノ放縱逃鼠ヲ暴遏スル」だけでなく、くわえて「病毒ニ汚染シタル人体及物件ニヨリテ病毒散逸ヲ予防スル」ことであり、なぜならそれこそが「最モ緊要ナル条件」だからなのだ。すべての鼠と、「汚染」されたモノそしてひとの交通を断とうというのである。ここでは、ペスト流行にかかわって囲まれた地区としての南太田町をみるとしよう。

遮断のための囲いとして当初もちいられた木板や帆布はうまく機能せず、「百方考慮ノ末」に採用されたのが「亜鉛板」だった。「其面滑沢ニシテ堅牢ナレハ鼠族ノ攀上<sup>〔はんじょう〕</sup>、若ハ咬破ノ虞」がない点で、やや高価ではあるが囲堀材料として最適と判断されたトタン板をもちいて、「全然遮断区域ノ周圍ヲ繞<sup>〔ママ〕</sup>」ら

、を、1909年5月18日に告諭第1号「管下一般ニ対シ飼猫奨励ヲ告知ス」を出したのも、職務遂行にむけられた忠実さのあらわれだと主張するだろう。飼猫奨励については内務省訓令にもとづいた告諭を發した横浜市は猫1頭につき50銭の哺育料を支給し、1909年9月の飼猫総数1万3,300余頭となり、奨励まえにくらべて5,500余頭の増加となった事実が確認された。

18) このとき地元紙の『横浜貿易新報』もペスト報道のなかで南太田町を「乞食谷戸」「貧民窟」「不潔」と書き立てている（私稿「横浜開港五十年祭の政治文化」『歴史学研究』第699号、1997年7月、参照）。

してしまう。下端を土中に埋められたトタン板の高さはおよそ1.8mで、「鼠族ノ横飛ヲ防」ぐためにも周囲の建物から1.5m以上離してそれを立てる。また囲いは、その「内部ニ一切ノ木質ヲ用キス、其接合部ハ之ヲ緊密ニシテ反転ヲ防止」するという念の入れようである。トタン板というじつに単純な道具がもちいられて、きめ細かく徹底した遮断が意図されているといえよう。トタン板で囲まれた区域の出入口はできるだけ減らし、開かれたそこにも高さ70cmあまりの障壁が設けられ鼠の出入りを防いでいる。出入口の内側には巡查詰所がおかれて、「警官ヲシテ昼夜ノ交代ヲ以テ諸般ノ監視ニ当ラシメ」、同時に必要品の購入や面会人の取次ぎなど「内外総テノ用務」については衛生委員がそれを担当して、「可及的ニ遮断民ノ不便ヲ除却センコトヲ企図」するのだった。できるだけ内部の不便をとりのぞくという恩情が示されているものの、繞らされたトタン板塀は、その内部には外部との交通が遮断されるべき事態が起きていること、そして遮蔽するだけでなく、つねに監視すべき対象であることをあらわしているのだ。

1903年のペスト流行時（当局が認定した流行期間は5月12日から11月22日まで）には南太田町も交通遮断の指定区域となった。このとき南太田町で発症した搾乳業雇人は、7月20日発症、21日にペスト病者としての届出があり入院、23日にペストと確定され25日死亡した。どの範囲を遮断するのかについては、ペスト発生地における「土地建物等ノ状況」によって「患家」を中心とした同棟家屋から密接する隣棟にまで到るばあいがあり、とくに「人家稠密ノ個所、殊ニ長屋等ノ如キ軒檐相接スル場所ニ於テハ、比較的其区域広ク戸数亦多キヲ免レス」というのだから、南太田町の細民長屋では複数棟にわたって交通遮断の指定区域となった。その場所は町内の字霞耕地で、「遮断周囲延長」290mあまり、遮断期間は7月22日から8月1日となった。ペスト病者が発見された翌日に交通遮断が実施され、病者が死亡したのちも1週間にわたって遮断がつけられた。その囲いの内部は16戸61人が住んでいた場所だった。

1907年の流行（おなじく5月20日から8月9日まで）にさいして、7月21日に検疫委員長から神奈川県内の各警察署と警察分署に宛てて示令された「〔ペ

スト」予防ニ関スル交通遮断区域，予防区域及注意区域設定規程」において，注意区域の1つとして「木賃宿，人足請宿，細民部落其他特ニ必要ト認ムル場所」がかかげられた。その注意区域に指定されると「毎日巡査ヲシテ健康視察ヲ行ハシメ，病者ヲ発見シタルトキハ医師ヲシテ診断ヲ行ハシム」ることとなる。すでに「細民部落」とみなされていた地区では，巡査による健康視察という監視がおこなわれるのである。そしてペスト病者の発生により南太田町が交通遮断区域に指定され，8月12日から8月22日まで周囲延長270mにわたる遮断が実施された。その内側には2戸11人の生活があった。

この交通遮断を実施させたのが，さきにみた植木職の発症だった。彼の隣家の搾乳場は前回の流行で，その雇人が発症した場所である。町内のこの一帯は二度の交通遮断指定地区となった。彼は8月9日に発症，12日に入院，その日からただちに交通遮断がおこなわれ，13日にペスト病者として届けられ，15日にそれと確定，ほぼふた月後の10月5日に全治退院となった。ペスト流行を制圧しようとする警察当局が流行期間を確定するにあたり，さいごに病者が発生したその日付を流行の終結としたことには，その後に当人が入院して全治したか死亡したか，あるいはその区域に交通遮断がいつ実施されいつ解除されたのかは考慮の外であって，ペスト病者が発生さえしなければよしとする伝染病流行をめぐる認識があらわれているのである。

1909年流行（おなじく4月27日から7月7日まで）のときは，12人の発症が確認された南太田町は8箇所交通遮断がおこなわれ（以下，遮断延長の距離は概数），

- ①112m，11戸35人，4月30日から5月10日まで，
- ②117m，17戸61人，5月13日から5月23日まで，
- ③99m，9戸28人，5月15日から5月25日まで，
- ④216m，25戸83人，5月15日から5月30日まで（前述発症者⑥⑦⑧母子宅の近辺）
- ⑤90m，5戸16人，5月17日から5月22日まで，
- ⑥90m，7戸22人，5月24日から6月3日まで，
- ⑦99m，5戸18人，6月6日から6月16日まで，

⑧ 83m, 4戸16人, 6月25日から7月5日まで,

のように対象者総数83戸279人, 遮断総延長906m, ほぼ2か月にわたり町内のどこかで実施されている, という南太田町におけるこれまでで最大規模の交通遮断となった。

くりかえされるペスト流行のたびごとにほぼ同様におこなわれた交通遮断も, 1909年の流行時にはそれまでになかった仕法が導入された。すなわち, 「蚤ニヨリテ「ペスト」病毒ヲ媒介スルノ実験報告」をふまえて, その蚤に注意するために遮断区域を出入りする官吏は, 「長靴又ハ長足袋ヲ穿タシメ其上ヲ真綿ニテ括約」するようにすすめられ, また各自が「除虫粉ヲ携帯」したのである。それというのも, 交通遮断によりその内部が「人畜共ニ去」ったあととなれば, とくに「貧民部落等ノ不潔ニシテ平素ヨリ蚤多キ家屋ニ於テハ, 一步足ヲ踏入ルレハ餓ヘタル蚤ハ直チニ飛来シ, 瞬間ニ数十疋ノ多キヲ捕ヘタルコト……アリテ頗ル危険」だからなのだ。不潔な貧民部落にわき出る蚤を想像させながらも, 遮断区域内外の蚤の交通についてはどのような対処をしたのかは記されていない。もちろん蚤の出入りを防ぐことは不可能事であるはずだから, 問題となるのはあくまで蚤がわくような貧民部落それ自体であり, 必要に応じてそこに立ち入る官吏への配慮が示されたのである。

交通遮断の内部がどのようなものであったのかを明瞭に示す記録は, いまのところ, ないといってよい。そこに閉じ込められたり, そこから追い出されたりと一様ではなかったようだ。20世紀横浜での最初のペスト流行では, 海岸通5丁目にペスト病者が初発すると「〔当局が〕徹宵之レガ予防消毒ニ努力セシモ, 連日陸続トシテ患者ヲ発生」した。しかもその地区は「細屋連続シテ一種ノ貧民窟ヲ造リシ場所」だった。スラムであるがゆえにそこでの流行をめぐっては, 「殆ト家屋ヲ崩壊スルノ程度ニ達スルニアラスンハ, 決シテ完全ナル消毒及除鼠ノ目的ヲ達シ得ヘクモアラス」と判断され, しかもペストそれ自体についても「其病毒ハ濃厚ニシテ根柢甚タ深く到底単純ナル薬物消毒ノミニテハ, 病毒ヲ絶滅スルノ不可能ナル」ことも判定された。崩壊しつつある家屋と病毒濃厚なペストに対してとられた処置は, 交通遮断, 住民隔離, 建物破壊のうえ「同

地区ノ全部ヲ焼却」することだった。このとき対象地区をトタン板塀で囲んだのはもちろんのこと、「護岸石垣ノ罅隙ハ悉ク「セメント、モルタル」ヲ以テ閉塞」することで鼠が逃げるのを防いだ。地区内の焼却しなかった建物には「殆ト浸潤スル程度ニ於テ遺漏ナキ薬物消毒ヲ施シ」、またこの消毒に従事した人夫については、「嚴重ナル消毒ヲ施シタル後之ヲ収容所ニ隔離シ、以テ市民トノ接触ヲ避ケ」<sup>19)</sup>させたのだった。遮蔽物、火災、消毒薬をつかって、交通遮断内部に鼠をとどめ、「病毒」を消し、内部のことごとくを焼き払うかのようなペスト制圧に込められた執念は、その業務を遂行した人夫の肉体にもおよび、彼ら自身も消毒のうえ隔離されるのだった。このとき、現場に派出した警察官が消毒・隔離の対象となったという記述はない。遮断や隔離や消毒が対象とするのは、ペスト菌、それを媒介する鼠、それに感染したひと、衛生業務を遂行する人夫であり、このことによって護られるのが「市民」という集団にはかならない。少なくともペスト流行にかかわっていえば、「貧民」も「細民」もその原発となる（可能性のある）ものとして忌避され、「市民」にはふくまれなかったのである。

遮断内住民の便宜を考慮すると行政当局が告げるばあいもあったが、ペスト菌感染者も鼠同様に遮断や排除といった扱いを受けた。「汚染」地区の四辺を囲むために、簡素な素材とはいえ徹底して堅固であることが目指された道具のトタン板は、鼠とモノとひとにむけられた監視装置にほかならない。だから警察当局もその設置は、「住民ニ苦痛ヲ与フルモノトシ、却テ不満ヲ懷クモノアリ」といちおうの想定をしたものの、「其实蹟ニ徴シ防疫上ノ効果著大ナルモノアリシヲ以テ、区々ノ不満ヲ顧慮スルノ違ナク、断乎トシテ之ヲ続行シタ」と総括した。住民の不満という警察の予断は杞憂ではなく、すでにみたように、こののち1913年のペスト流行時に設置されたトタン板塀は、南太田町住民によって破壊されるだろう。トタン板塀にむけられた住民の暴力は、監視という政治の執行が住民の生活領域を侵犯する横暴な行為であることに照応していた。

19) 交通遮断や消毒の現場には派出した警察官以外に、実際に遮断や消毒をおこなったものたちがいた。史料に「人夫」「大工」と記されている彼らがどのようなものたちだったのかはよくわからない。

たとえベスト発症者が1人であっても交通遮断が執行された過去があるのだから、神奈川県域で当局が認定したベスト発症者が28人のときに、そのうちの12人が住んでいた南太田町に監視と暴力のあらわれであるトタン板塀が繞らされても、その設置について外部から異議申し立てがなされることはまずなかったといってよい。百数mのトタン板塀によって囲繞される小さな地区がいくつか市内にできるとき、その少数の「貧民」「細民」「不潔」「ベスト」の対照に「市民」が想い描かれるのである。そしてこの境界は固定された線ではなく、移動する脅威を周囲にみせつけている。市外にあったスラムが横浜市以南の南太田町となったのは、町が移動したのでもその住民が移住したのでもなく、市境という線が外へと動いたからだった。交通遮断のトタン板塀も可動装置である。しかもこのばあいはその内部の鼠もひとも移出する余地がゼロではないし、蚤であれば数mmの隙間があればトタン板塀の外部へ出るのに充分なのだ。ベストとスラムは囲まれた地区がその反照として「市民」を示すと同時に、その集合や存立の危うさもまた明示するのである。「市民」からすれば、ベストとスラムは自分たちの内部を侵犯する可能性のある異物なのだ。

### IX 貧民という〈他者〉(2)——井上貞蔵の知——

社会改良家といってよい立場からの横浜のスラム観察は、賀川豊彦のあとでは東京市吏員講習所の井上貞蔵による記録がある。経済学士の肩書きをもつ井上は、社会問題研究には社会事情の調査と社会理論の攻究の二方面があるという設定のもとで、前者の作業として東京帝国大学経済学部在学中に「貧民窟行脚を試みた」と自己の経歴を披露している。その調査をまとめた記録が、『六大都市の貧民窟』(1922年。東京市政調査会市政専門図書館所蔵<sup>20)</sup>)である。井

20) 活字組みながら私家版あるいは当座の報告書と思われる本書の表紙には「贈呈／東京市政調査会／理事法学博士岡実殿」と墨書してある。この書は1923年6月に巖松堂書店より『貧民窟と少数同胞』として公刊された。『貧民窟と少数同胞』は、谷川健一編集代表『日本庶民生活史料集成』第25巻・部落(2)三一書房、1980年、に収録されている(『六大都市の貧民窟』と『貧民窟と少数同胞』には内容に多少の異同がある)。ここにいう少数同胞とはいわゆる被差別部落民のことである。井上の関心は1つに貧民窟と被差別部落との関連をあきらかにすることにあり、この点は賀川と同様なのだが賀川と井上の記録とともに、横浜市域のスラムと被差別部落との関連については述べていない。『日本庶民』

上は横浜のスラム4箇所の1つに南太田町をあげている。列挙されたなかでもとくに、「南太田町字庚耕地の俗称乞食谷戸と浅間町の三州長屋並に百軒長屋は代表的なものである」とスラムを区分する。井上は横浜のスラムを知っているようだし、スラム情報もひろく社会に流通していたともいえよう。井上による南太田町の観察をたどってゆこう。

「乞食谷戸の俗称が未だに残つてゐる」その由来はというと、「昔は乞食の巢窟で掘立小屋許りであつた」からなのだと解説される。以前はここに集まった博徒たちが賭場をひらき、市域の繁華街である「伊勢佐木町から西洋料理をとり寄せて食ふ位は珍しく無かつた」、あるいは「大阪のある御客が日に千両敗けたといふこと位は必ずしも驚く出来事では無かつた」とは、文明開化の町という横浜の出自を想起させる「西洋料理」といった表現をもちいながら、賭場の景気よさをあらわしているとともに、スラムのなかの活況をも報せている。だがいまのそこでの暮らしについては、「裏通の古い不潔な長屋」で日掛けの家賃2円20銭、「共同便所の汚ないのは勿論だ」とみせつけ、そうした長屋に住む男女を「髪<sup>(ママ)</sup>の毛をもやもやにした貧血で青ざめた妻君、髻<sup>(ママ)</sup>面に眼許りびかつかせた亭主」と描く。乞食谷戸のかつてといま、賭博といういわばハレと日々の生活のケ、のように複数の二分された項目が示されて、それらの対照をとおしてスラムの現在の日常生活が貶められてしまい、その住民も異様な〈他者〉として描写されている。経済学士にとってスラムの貧民とその生活は、調査と攻究の事例でしかなかったといえよう。

生活史料集成 第25巻所収の解題は「横浜の場合でも南太田町（俗称「乞食谷戸」）が野非人系の出自をもっていることが記され注目されよう」と井上の記録に関心を示す。だが正確にいと「野非人系の出自をもっている」と書いたのは井上ではなく、そう推察した解題執筆者の秋定嘉和である。さきにみた本田豊（注13）は「近世の「非人」系部落」と「近代の大都市……〔の〕下層社会」の所在地が完全に一致するものではないとの留保をつけながらも、その住民の「流動的」な形態、極貧かつ劣悪な「住環境」、「社会的な蔑視」の点で「近世近代をつなぐものとして考える」ことの必要を主張し、横浜についての考察は不明瞭ながらも、東京のスラムについては「「非人」系部落」との連続をいう。両者の考察の根拠にある南太田町の俗称にみえる「乞食」は「非人」を指すのだろうか。井上のいう「昔は乞食の巢窟」だった時点とは19世紀後半の開港以降を指すと思われる。現在の横浜市域にかつてあった都市スラムを非人系部落に連続させるのはむづかしいとわたしは推察する。

井上は衛生事務所の調査を参照したと典拠を示して、この谷戸には167棟で369戸に、男714人、女654人（総計1368人）が住むという。住民の70%が従事する紙屑拾いの稼ぎは日に50～60銭。17軒の屑問屋、20軒ほどの商店、そして「乞食」が30人以上いる。南太田町のなかでも乞食谷戸が横浜のスラム代表であるとは、その環境の劣悪さに拠るといっただろう。すなわち、

此貧民窟は実に汚い、路が悪るい、屑屋が多い、どこの家にも襤褸や紙屑が軒先と云はず、路傍と云はず方々に乾してある、石油罐や硝子瓶やバケツの髣髴などが堆く所々に山をなして居る、屑拾が籠を背負つて帰つて来る、屑を積んだ車が道悪るにめり込んで弱つてゐる、小さい子供が屑袋の中から出た汚いソフトを冠つて平気で遊んでゐる……

といったぐあい、こうした南太田町の観察記録をしめくくって「宛然襤褸屑王国の観がある」と井上は記した。満艦飾にたとえられるほどの華やかさとは縁とおくみせられるが、ほうほうに衣服をつるす光景はスラム描写の典型である<sup>21)</sup>。自分の記録を「幼稚な手習草紙」と謙遜しながらも、「主観を殆んど混へない有の儘のスケッチ」を描くことができたと思えば、ここでも観察者は自分の観た姿が現実の実態にほかならないということをかかげるのである。ボロの衣服が干され、屑拾いが集住しているこのスラムは、まさに文字どおりの「ボロくず王国」だということだ。

井上は横浜の記述のさいごに、南太田町字庚耕地にある横浜孤児院の参観記録をくわえている。こうした施設の多くに「低能児の陳列会といふ感じを持つて」いたという井上は、この横浜孤児院では「児童が礼儀正しく家庭のやうな温みのある所に感心」し、また「寧ろ教養ある仕付のよい子供を見出して嬉しかった」と喜んでいる。スラムについて、主観を交えず客観性を保持して「ありのままのスケッチ」を描こうとした井上も、そこに住む子どもたちを誉めることと喜ぶことは禁じえなかったようだ。さまざまな貧民窟探訪記にしばしばその子どもたちをめぐる記述がみられる。それは1つにはスラムに泥む子どもを描写することでそこから脱出の困難さと閉塞状況をあらわしていようが、

21) 同潤会『南太田町不良住宅地区改良事業報告（概要）』不良住宅地区改良事業報告第2輯、1930年、所収の口絵写真などを参照。

もう1つには他力と自力による改良や改善を計る姿を伝えることで、貧民や細民が窟から抜け出す可能性を遠望してもいよう。後者の記述をしている井上の系譜をいえば、スラムでの教化事業を調査した慈救課の後継におけるだろう。ただしそれは、「ボロくず王国」のなかの掃き溜めに鶴というのがごとき対照において意義が見出されたのである。子どもたちの英姿を讃えるためにも、惨苦のスラムが必要ということだ。

## XI 改良の「南太田町」——標的となる住民——

財団法人同潤会（1924年設立許可）は、1926年に着手し1930年に完成した東京市深川区猿江裏町の住宅改良資金の剰余を、横浜市中区南太田町にある「不良住宅地区」の改良計画に当てることとした。この南太田町の住宅改良事業は1928年5月に着手されて1930年5月に竣工となった。<sup>22)</sup>同潤会は、どのような南太田町をどのようにあらためたのだろうか。

南太田町で対象となった地区は、字大原耕地、字富士見耕地、字庚耕地で、総人口は285世帯1123人（男572人、女551人）、そのうち「不良住宅」に居住する人口は257世帯999人、その戸数276戸（空家19戸を含む）で延べ1762.7坪、「不良住宅」の家賃は1戸当たり4円82銭、1畳当たり89銭、最低家賃1円20銭、最高家賃25円である。居住者の有業者は男289人、女120人のうち、男女総数が多い職業の上位をあげると雑業（屑拾い）129人（男48人、女81人）、ついで常備職工96人（男81人、女15人）、自由労働者51人（男50人、女1人）となる。居住者の月収は1人当たり平均41円15銭である（rep0, 1930年）。同潤会の調査は屑拾いと雑業とを同一視している。ともかく改良をおこなう事業主は、

22) 南太田町住宅改良事業着工時の同潤会会長は田中義一、評議員に平沼亮三（1951年-1959年の横浜市長）、竣工時の会長は安達謙蔵、評議員に平沼、参与に大西一郎（1931年-1935年の横浜市長）がいた。同潤会による南太田町住宅改良についての報告書は、前掲『南太田町不良住宅地区改良事業報告（概要）』（以下、rep0とする）と、『共同住宅居住者生活調査』第1回、第3回、第5回が神奈川県立図書館かながわ資料室、横浜市中心図書館に所蔵され、また前記事業報告概要と第1回から第11回までの生活調査報告（以下順に、rep1, rep2……と略記する）は『近現代都市生活調査—同潤会基礎資料』全9巻、柏書房、1996年、として復刻されている。引用にさいしては略号を煩瑣にならないかぎり本文に記した。

その対象地区のあらためるべき箇所を事細かに調べあげたのだった。

この地区の概況は、①三方を高台に囲まれて「疏水が不完全」であるため、「降雨の際は汚水が住宅の床下に侵入し、晴天打続いても数地<sup>（ママ）</sup>一帯に乾燥することが絶無」である、②住居は1人当たりの畳数が0.66畳ほどの「狭隘にして陰気」で、「概ね一間の家に全家族が悉く起臥雑居する状態であるため、罹病並死亡率高率にして、又子女の薫育に害ある」、③全地区のおよそ25%の世帯が「不完全な井戸又は泉一附近の高地から流出する地下水を溜櫛に貯めたもの」を飲み水とするほどに、「保健衛生上忽緒に附することの出来ない状態」、④この居住者の大半が屑拾いを本業または副業としていて、ここには10戸の屑物問屋があり、しかし選別精製工場、収納倉庫、取引店舗などの設備が「甚だ不完全」なために「延いては本地区全体を汚物に埋れさせる状態」となる、と観察された。居住にも、教育にも、そして生存それすらにおいて住民が危殆に瀕する地区で、とりわけ④にいう概況が「本地区の最も重大な特色の一つ」だと示されたならば、南太田町のスラム改良とは、その展開の中軸に屑拾いの職と住とがすえられた事業だったのだ。rep0に挿図として掲載された写真は、その地区の家並み、屋根、家屋の脇に積まれた囊俵を写し出し、それらがふぞろいであること、壊れていること、無造作であることを明瞭にみせている。同時に竿や綱に干された洗濯物により、そうした住空間として混沌とした地区にも人びとが住んでいることがあらわれている。

rep0は、この概況が1923年の「大震火災に当り幸にして火災は免れたが震害の影響甚」だしいとみて、その「何れも大小の破壊、傾倒ありたるため、居住者が古トタンや、古木材等で応急の仮手当をなし」ているその「惨状は到底筆舌に尽し難」と記している。言葉ではいいあわせえない惨情も写真ならば実情のままにうまく示せるかというところではなく、「紙上の写真は僅かに其の片鱗を示すに過ぎない」ので、断片ではなくできるだけ全貌をあらわすためにはやはり文字が駆使されて、南太田町の概況が前述の①～④として書かれたのである。ここでは文字と写真とが相互にその表現をめぐる役割を補完しあいながら南太田町の実態をみせたというよりは、それぞれの表現能力を否定しあい

ながら、メディアでは伝達不能なほどの惨情を呈するのが南太田町の実相だと告げているのである。ここでもういちどべつに文字で記された「改良前の建物」の様子をみると、家屋は木造平屋建で、おおよそ柱は掘立て、外壁は古ブリキ板、内壁は外壁の裏面に新聞紙または洋紙を貼り、床は古材をもちいて組み立てたうえに古畳か古筵を敷き、天井として古ブリキ板を張る——「破損腐朽の程度は甚大」といえば、筆舌につくしがたい惨情とは破損し腐朽した建物に明瞭であり、しかもその部材がなにであるかを報せることによって、「惨状」が眼にみえるようだとならわしたのである。文字と写真を仕掛けることによって「不良住宅地区」とはみてそれとわかるものと教えている。

そしてrep0はその冒頭で、「改良後の全景」というパノラマ写真と「改良前の全景」（といいながら2齣の部分）写真を並列する。つぎの頁にも「改良後の一部」と「改良前の一部」の写真をならべている。こうした改良事業を境とした前後の対照写真の表示は、同潤会の調査報告書では常套となっている（rep5, rep10を参照）。改良された住宅は、独身者向住宅（4畳半1室の2階家8戸建）、家族向住宅（2室または3室の2階家4戸建、上下別世帯）、店舗向住宅（前2者の様式にくわえて、3坪または6坪の土間付、2戸または4戸の連続建）、とくに屑物問屋向住宅には店舗用土間にくわえて9坪から24坪の「工場及倉庫」が付設された。住宅の構造は、コンクリート造の基礎、屋根は洋瓦葺および垂鉛引鉄板葺、居室は畳敷でそのほかは「拭板張り又はコンクリート叩」、外回りには硝子障子、内部は襖と板戸をもちい、外壁はモルタルか漆喰、内壁は漆喰か板張である。さきの「改良後の全景」と題されたパノラマ写真は、こうした家屋群の縦横の線がまっすぐにそろそろ整然とした街区をみせている。そこに建つ家屋は、木造瓦葺平屋または2階建住宅、間取り5種が51棟、店舗向住宅6棟、屑物問屋向住宅5棟で、総戸数246戸（1930年7月1日の時点で貸付戸数146戸）のあたらしい街区となった。「不良住宅地区」がどのように改良されたのかは、rep0冒頭のパノラマ写真をみれば一目でわかるというわけだ。

だが同潤会は街区のあたらしさだけでは改良をよしとはせず、建物の竣工をもって「不良住宅改善」事業が終わったとは考えない。もちろん「建物の不良

及び過群生活」が改良されたのだから、かつてそれがもたらした「衛生上、保安上の有害危険の除去」という目的は達成されたと誇るのだが、しかし「頹廢したる風紀の肅正」という課題が依然としてあるとみせる。つまり、あたらしい街区にはあたらしい規律に従順な性情の住民が必要というのである（rep1、1930年7月1日現在調査、1931年）。眼に見える外観にみあう住民の内面を改良するためには、「建設後に於ける住宅の管理並に居住者の指導に周密の注意を払」わなくてはならず、「共同住宅居住者の改良住宅に居住したることに由つて受くる保健、経済並に教養上の影響を知」るだけでなく、さらに「其の生活状態を明かにして、一面管理方法改善の資料を得ると共に、他面居住者の生活向上を計る指針とする」ために、11次にわたる調査資料が編まれたのである。管理は建物にだけでなくその住民にもむけられ、改善と向上の指導もくわえるというのだ。

rep1は、「不良住宅改善着手以前に於ける猿江裏町と南太田町とが均しく東京及び横浜両市に於ける代表的不良住宅地区であつたことは周知のことであり、さらにこの両代表を比較すると、南太田町の方こそが劣るとみせる。rep1にはその緒言に「調査者の感想」が記されている。猿江裏町と南太田町を対照すると、「貧窮の深度なる用語を許さるゝとすれば南太田町〔は〕……遙かに深度の大なること」がうかがわれ、「保安、風紀、衛生、文化等全般に於いて南太田町住宅居住者の生活に陰惨なるものあるを思はしむる」とその感想が述べられた。それはたとえば、1世帯の平均人数をみると猿江裏町は4.57人で「稍々我が国人口の平均数に近」いのにくらべて、南太田町は「僅かに三・六二人に過ぎず、其の裏面を想像」させること、職業はというと南太田町は「雑業」が多く、したがって「払暁より市中を徘徊し屑物を拾ひ集むる生活の蔭には収入の不安」があるだろうし、そうなればこそ「保安上の陰影深きものあるを想はしむ」ること、といった挙例が両町の差であり、またこのちがいは生活状況を示す数値の差としても示される。すなわち、収入は1人平均8円83銭（猿江裏町10円76銭）、同様に貯蓄は2円70銭（おなじく4円39銭）と両者の格差は歴然としているなかで、借入金は11円48銭（おなじく6円49銭）とこれ

は多寡が逆転している。またたとえば、南太田町の非現住子女のなかには「相当の服役者」がいると明かす。だから「不良住宅改善」事業においては、「不衛生極まりない雑然と密集してゐた陋屋群も、今や井然たる一大住宅街に改造せられ、……下層労働者に対する住宅政策の一端の実施として企画した不良住宅地区改良事業は茲に竣成したのであるが、之を機として」、地区住民の「経済的精神的両方面の生活を改良する」ことが必要であるとかかげられたのである (rep0)。明瞭にその内実が書かれない「裏面」「蔭」「陰影」の語によって暗示されるなにかをいまなお内包するがゆえに、精神の改良もまた継続あるいは新規に実施されなくてはならないということなのだ。

南太田町の改良住宅地区（南太田町住宅）には、その「稍中央」に管理事務所がおかれている。配置される管理者助手は、「地区内工作物の管理に当らしめる外、居住者の福祉を増進する為め職業紹介、人事相談、薬品の給与等の事務を取扱」うことを職務とする。施設保全と福祉増進をうたう事務は、住宅と住民の双方がrep0冒頭口絵の「改良後の全景」に写し出されたように、整然とすることを目指す管理の謂である。財団法人同潤会は「関東大震災の善後施設」として、東京・横浜に「小住宅の建設、罹災不具廢疾者の救護等」を事業目的として設立された。その後、「一般住宅の供給及不良住宅地区の改善」へと事業を展開して、とくに後者においては「保健上は勿論風紀上にも看過し難き状態に在るを以て之れか改善を企画」することとなり、それがまず東京市猿江裏町と横浜市南太田町で実施されたのだった (rep0)。震災という危機状況における「救護」や「改善」という事業が、「風紀」の語によってあらわされた、平時における社会生活上の規律の矯正へと展開したのである。こうした同潤会の機能転換を明瞭にあらわすのが、南太田町の改良住宅地区のほぼ中央に設置された管理事務所の存在なのである。

## ⅩⅡ 特殊化される「南太田町」——退去する住民——

風紀の改善が目指された南太田町の改良地区のその後を概観し、それがどのように記述されたのかをここではみてゆこう。<sup>23)</sup>

同潤会は、この南太田町住宅（1930年7月17日に庚台住宅と改称されるが、本稿では南太田町住宅で統一する）の住民がいつからこの地に住んでいるのかを調査した（rep1）。最長の63年居住が1人、11年以上が全体の50.4%、5年以上10年未満が13.0%、「在浜」の期間については最長の71年が1人、最短の3年が5人、11年以上が全体の80.1%となった。改良前の南太田町に住むものは、その多くが長期にわたって（最古参は開港のころから）この地に住んできたと同潤会はとらえた。この調査結果については、南太田町での長期間の居住をめぐっては、「居住者が失業、疾病、其の経済生活上の困窮によつて一度斯る不良住宅地区に身を落すや、一つには其処に於ける簡易なる生活が身心の習性となることにより、他には社会組織の然らしむるところによつて容易に再び其の境涯より脱却すること能はざる」こと、横浜在住の長さについては、「不良住宅地区に於けるドン底生活に長く沈淪し来れるもの、多きを実証して居る」と判定された。南太田町のような「不良住宅」地区での生活とは、社会の底辺（ドン底）に落ちることであり、それはそのもの自身の習性とそのものをとりまく社会環境により、そこから這いあがるのが困難であると同潤会は指摘する。この社会環境と当事者の習性の改善こそ、同潤会が住環境の改良をとおして目指した風紀矯正の内実にはほかならない。同潤会は「不良住宅改善」事業に、どのような自己評価をしたのだろうか。

南太田町住宅の世帯と人口は漸減傾向をたどった。第1回調査の時点（1930年）での146世帯、居住人口529人が、第11回調査時（1940年）には世帯数69、人口257人と半減以下となった<sup>24)</sup>。最底辺の生活に泥んでしまう習性をあらためさせて、あたらしく改良された住宅にふさわしい住民となることが望まれたのだが、住民は少しずつ南太田町住宅から出ていったのである。この世帯数と人

23) 報告書は「世帯及び人口」「世帯主」「居住者の職業」「生計状態」「世帯主及び配偶者の教育程度、信仰、嗜好、読物、娯楽」「保健」の項目がほぼ一貫して立てられ、「説明」編と「諸統計」編に分れている。rep6から統計表のみとなるが、rep10は例外で横組のうえ「欧米諸国の不良住宅地区改良事業概観」が付された詳細な内容となっている。

24) なお南太田町住民の職業については統計に記された「雑業」が「警察用語にして屑物拾ひの義」であり、「横浜市内の屑物拾ひは此の地区居住者が独占すると称せらるゝ程にして本住宅の特色をなすものである」ととらえられていた（rep1）。この雑業層も漸次減少の傾向にある。

口の減少についても同潤会は調査した。住宅改良と諸種保護施設の設置により、「多大の恩恵を受け、又快適な改良住宅にあつて、より恵まれてあるべき筈の之等居住者が何故に年々減退するに到つたか」と問い、退去者が住んでいた住宅の近隣者あるいは知人に尋ねたところ、最も多かつたその事由は、「素行不良又は家計困難に陥りたるに因り退去したるもの（無断退去）」であることが判明したと報せる（rep5, 1934年7月1日現在調査, 1936年）。退去者の60%は疾病、失業、転職による転居で、それらは「必然的な自然減少とも見るべきもの」なのだが、しかし、そもそも「福祉的保護」と「隣保的教化」につねに努力してきたにもかかわらず、「個人的能力及夫々の生業の状況に依るもの大なりとは云ひながら、斯くの如く生活の敗<sup>マア</sup>惨的な陰影を止むるは、洵に遺憾」であり、しかも南太田町住宅では、「生活の向上的動機に非らざるものが比較的多数である様に観察」されてしまうと、同潤会は慨嘆せざるをえなかつた。

「無断退去」「素行不良」「家計困難」の語にあらわされているとおり、世帯数と人口の減少はあくまで当人の難点に起因するのであって、同潤会がすすめる風紀改善が失敗したのではないといういいぶりは、一方で「今尚引続き在住する世帯に就ては、明かに良好なる結果の現れつゝある事を想見出来る」点によって保証されているというのだ。しかも、つねに調査報告書に記載されている「生計状態」のなかの貯金と借金の項目は、南太田町住宅においては、ほぼ前者が増え、後者が減る傾向を示している。もちろん同潤会はこれも、「本会の住宅管理事務所に於て、小額貯金の奨励方法を講じて居るが為であつて、次第に其の成果を収めつゝある」と誇るのだった（rep5）。

世帯数と人口の減少を分析したrep5は、その総説において「謂ふまでもなく、昭和五年の第一回調査施行以後、逐年調査世帯数が減少するであらうことは、凡例記載の如き、本調査の対照となる世帯の特質として、当然予期して居つた所である」とみずからの先見を示している。だがここにいう「凡例記載」がなにを指すのかじつはよくわからない。また、報告書の総説でくりかえされてきた、前回調査との対照で「総ての事項に於いて、良好なる結果の現はれつゝある事が想見出来ることは、本会としては喜びに堪えない」（rep2, 1931年7月

1日現在調査、1932年）、「総ての事項に於て、良好なる結果の次第に現はれつゝある事が想見出来ることは、本会として欣びに堪えない」（rep3、1932年7月1日現在調査、1933年。傍点引用者）の自賛文言をみれば、すでに調子が弱まりつつあったその讀えようが、このrep5緒言において、「努めて前四回の結果との比較観察を行つたのであるが、詳細に就ては前回報告書をも併せ対照せられん事を希望する」というようにそこから自画自賛の文言が削除されたことをみれば、同潤会の逡巡を察することはできよう。

他方で同潤会はすでに、改良前の南太田町住民の長期居住年月を把握していた。そのことと、世帯数と人口の漸減とをどのように考えたらよいのか。同潤会はそれをつぎのようにとらえた。すなわち、「都会生活の苦難に喘ぎつゝ、疲れ果てたる境遇にも尚見捨て兼ねた都会への憧憬が、こうした地区に其の生活の天地を見出した者も多いことであらう」（rep5）——都会への憧憬——これが惨情の環境に住みながらえてきた動機というのだ。

南太田町の居住状況を、改良事業を境としてその前後を照らしあわせてみると、居住年月が長かった前者と居住者が漸減してゆく後者とに対比される。南太田町のスラムについて記述してきたもののすべてが、その惨情を記録してきた歴史をふまえれば、また福祉と改善をうたいあげてきた同潤会の方針を想起すれば、対比されるいずれの事象もうまく説明することができないはずだ。ある事象をあきらかにするために調べることを「調査」というとき、同潤会の記録した『共同住宅居住者生活調査』は、住民の抱いた憧憬と住民の習性としての不品行を想像して、そのものたちがなであるかをつくりあげることで、都市下層住民がどのような主体であるのかを、当事者になりかわってあきらかにしたといえよう。同潤会は、スラムにどのような「生活の天地」があったのか、都市には彼ら・彼女たちの憧憬を集めるながあるのか、退去を無断でおこなったというとき断りをおこなうべきどのような関係が住宅を介してあったのか、についてはいずれもあきらかにしていない。同潤会に答える術はないだろうし、そもそも問いとしても設けられなかつただろう。そして、想見できるという、あられつつある、良好な結果のおかげで事業の進展と好評を確認できると記

せば、調査報告書の体裁はいちおう整えられたということなのだ。

同潤会にとってはもう1つ、調査当初から把握された1世帯の平均家族人口数の少なさが注意すべき事象となっていた。南太田町の3.62というその数値は、東京市の猿江裏町とも国勢調査とも比較して、「著しく少」ないという。ひとまず、「子女にして奉公、出稼等のため家を離るゝもの、多きを伺はしむる」(rep1)と推定したものの、依然としてかわらない小家族という事象について、同潤会は「不良住宅地区に於ける所謂子沢山の通念を裏切つて居る」(rep2)と書かざるをえない。俗言にあらわれている通念とは異なる事象を目のまえにしたとき、調査者にとってはあいかわらずその俗言の規制力の方が強固であつて、通念をあらためるよりは対象をとらえなおしてしまうのだつた。すなわち、「一般に斯種地区に於ては、之を包含する都市の夫れよりは常に少き傾向がある」(rep3)と、都市のなかでもかつてスラムだった地区の1世帯家族数の少なさは特別な現象ではないとみた。改良後ののだからもはやそこを「貧民窟」「細民長屋」とはよべず、「斯種地区」というよりほかなかつた。この曖昧な名称はやがて特化され、小家族という事象は「斯種特殊地区」では「一般的通例」というのだ(rep5)。その理由はなにより「世帯構成の種別」すなわち、生計を立てるために奉公や出稼ぎにゆくものが多いからだとあげられた。その理由はrep1と同様でありながら、rep5はまず凡例においても、「本調査の対照となつたものは主に特殊庶民階級に属<sup>25)</sup>すと明示していた。小家族という世帯の形態も、世帯数と人口の減少傾向も、家族を離れて他所に働きにゆかなくてはならない「特殊庶民階級」が居住する「特殊地区」ならではの事象であり、そこではとり立てて奇異な現象ではないと示した。

こののち報告書が統計表で構成されることとなり、「特殊」の語がもちいられた説明や解説がrep6(1935年7月1日現在調査, 1936年)からrep11(1940年7月1日現在調査, 1941年)までの報告書に載ることはない。rep10(1939

25) 前述のとおりこの報告書が世帯数と人口の減少についてそれは「本調査の対照となる世帯の特質」と書いたのは、この「特殊庶民階級」の「世帯構成の種別」を指していたのかもしれない。またrep5は改良前のこの地区には雑業層が多く「乞食谷戸」とよばれていたともみせた。

年7月1日現在調査、1941年）はあらためて『第十次同潤会共同住宅居住者生活調査』と題されて、それまでの生活調査報告書の集大成といってよい内容となっている。そこではrep0を参照しながら、しかしいくぶんそれとは異なる、かつての南太田町についての記述を展開している。この地区は、「横浜市の代表的な貧民窟で、「乞食谷戸」と呼ばれて」いたこと、その谷戸という「低湿地一帯に、陋屋が雑然と並び、中には穴倉に等しい乞食小屋迄あつた」こと、「汚水は道路に氾濫し、塵芥は放置散乱の儘で、其の臭気、不潔さは鼻を覆はずには居られない程」だったこと、「労働者、屑拾ひ、乞食等の家族が腐朽した床、畳の上に混然と起居し、加へて同居人すら置く有様」だったこと、総じて「風紀、衛生上の弊害は云ふ迄も無」かったこと、である。こうした環境の劣悪さや風紀の紊乱にくわえて、生計が立ちゆかずに「薪炭、衣類を拾ひ……甚だしきは食物に至る迄之を拾ひ集め、或は袖乞ひを常習として居るものすらあつた」という、「一般の不良住宅地区とも亦異つた特異性」が指摘され、女子の身売りとその前借金を飲酒で浪費する親とをみるにつけ、「児童達の心は次第に蝕まれて、浪費悪癖は愚か、延いては盗癖にも及び誠に寒心に耐へないものがあつた」という閉塞状況が、このrep10ではそれまでの報告書にはない筆致で暴かれた。

そして南太田町住宅の現状はというと、依然として減りつづける世帯数と居住人口については、「此種階級者の移動の激甚なことは、古くから知られて居つた」、また「減少の理由たる……「無断退去」所謂夜逃げ……は真に遺憾のことであるが、勿論、之等に対しては既に種々の救ひの手は充分にさしのべられて居つた」とこれまでと同様の記述をくりかえし、他方で「住宅の新築店舗開業」を理由に転出した1世帯（全体の2.0%、1932年～1939年）の事例をとりあげて、「向上の気運万丈の気を吐くものがあり、地区の人々に大きな刺戟となつた」と寿いでいる。だが総体としていえば、「嘗て、雑然たる掘立小屋に住つて居た当時の気分から未だ脱却し切れないものを感じる。此れは居住者<sup>〔ママ〕</sup>の素質、能力の然らしむるものとは云ひ乍ら、今後に於ても篤く考究を要<sup>〔ママ〕</sup>きことである」とrep10は結んだ。少なくともrep11でこの課題が解決された形

跡はみられない。

とどまることのない南太田町住宅からの退去者という事態をまえにして、同潤会はその原因を当事者の習性と品行と家計にしかもとめられ<sup>26)</sup>ず、かつてのスラム居住時から問題性を連続して保持している住民という都市下層像を造形してしまうと、みずからの調査で把握したスラムでの長期居住という事実とがうまく接合できなくなってしまった。しかしこの同潤会の南太田町住宅についての生活調査報告書は、そこを「特殊庶民階級」が居住する「特殊地区」として括りあげ、なおかつその「乞食谷戸」とよばれた過去を暴露して、しかもそうよばれるにみあういくつもの観察事象を列挙したのだった。南太田町の歴史に改良事業という劃期が引かれたとはいえ、そこが市域のなかで区劃される特殊地区であることにはかわりはないと、同潤会はみせるしかなかったのである。

### Ⅷ 「南太田町」という問い——問題の所在——

南太田町は20世紀初頭の横浜市の縁に位置していた。正確にいうと、南太田町は1901年に横浜市の内側の縁となったのだった。都市社会事業が展開するなかで、南太田町は行政当局によって救済事業の対象としなくてはならない市内三大スラムの1つとして発見された。もちろんそのときに初めてそこにスラムが形成されたのではなく、貧民や細民が住むそこは、視察や救恤の対象であり、伝染病に対する衛生施策の焦点であり、やがては住宅改良の指定地区となり、視察、救恤、衛生、住環境にかかわる出来事が起こるたびに、貧困と憐愍、汚穢と浄化、破損と改良をめぐる新聞報道や調査報告の中心となった。

南太田町のスラムの通史を書くのならば、探知したその起源から歴史を書き起こして、その展開や構造を詳述すればよかった。スラム発生の動因、スラム生活の実態、社会事業の意義、そしてあるならば社会政策への批判といった諸相を記述して、その結末としてもはやそこにスラムがなくなった現在に到る南太田町の歴史を書き記せば、それで歴史家の役割は果たせるのかもしれない。ただしそうした作業においてときに、過去を再現するという職分に忠実な歴史

26) 「家計困難」という退去理由はそうまちがっているとは思われない。

家が、自己の職能を駆使して奇妙な記述をおこなうばあいがある。たとえば、「当時の南太田町は日本屈指の「スラム」であったといえる」（注13）、あるいは「南太田町（俗称「乞食谷戸」）が野非人系の出自をもっていることが記され注目されよう」（注20）——という記述は、かりにスラムの悲惨さをうったえたい、スラムの起源と発生の動因を探究したいという課題が設けられていたとして、それへの解となる事象の提示となるのかもしれないが、それが「日本屈指の「スラム」」としての南太田町、「野非人系の出自」をもつ南太田町という、町の過去や歴史の造形に結実してしまい、しかもその記述に結果する過程で、当事者の声が反映されたり参照されたりすることはほとんどなく、また史料批判がつくされているかどうかの検証も曖昧であることについて、どれだけ歴史記述者自身が自覚していたのだろうか。いやこれは粗忽な作業としてかたづけかまわぬ事例であって、網羅したといえるほどに史料をたんねんに収集して、それらをていねいに考証しながら読みすすめればよいのだ——としても、結局は南太田町について、そこは「日本屈指の「スラム」であった」、「野非人系の出自をもっている」と書くことが歴史家の使命なのだろうか。

わたしは、この小稿で記述を展開するにさいして、2つのスタイルを試みた。考察の対象とした出来事や事象をめぐって、1つは、その始原から時間を順にたどる通史を書くのではなく、時間を溯洄しついで溯游する記述のスタイルをとったこと、2つには、それがなにであるのかをあきらかにする記述ではなく、対象をとおして歴史を考える歴史批評のスタイル<sup>27)</sup>をとったこと、である。

わたしは、南太田町にあるスラムの始原をあきらかにしなかった。20世紀初頭に横浜市域に編入された南太田町はその後、ペスト流行が市域を席捲することを介して「不潔」地区としてひろく注意的となり、そうした危機状況において、負性に泥む習性の貧民が群居する地区として囲い込まれた。だがそこを住民ともどもふたたび市域外へと押し出すことはできない。南太田町の外部にいるものはそこを「無能」という〈他者〉の居住区とみたときもあつたとはい

27) この歴史批評というスタイルについては、私稿「〈記憶〉という歴史への問い—ヒストリカル・スタディーズの試み」『彦根論叢』第333号、2001年12月、参照。

え、施与や視察の対象として「不潔」や「怠惰」とともに自力救済をはかるものを探查しながら、そして行政当局による防貧と救貧のための慈愛による仁政の対象としたのである。さらに住居の建てかえと住民の教導という「改良」事業をおけば、「不潔」を囲い込む暴力から慈愛による救済へという歴史が書かれることだろう。20世紀初頭を起点とした南太田町というフィールドで、こうした社会事業通史を書きうるのである。あるいは、ベストにかかわる強制隔離も交通遮断も、どちらもその内部にとっては暴力である。地元新聞社の施与も社会事業家の研究も救療団体の視察も、それらの対象を不当に造形するかぎりでは暴力といえらるとすると、南太田町における交通遮断から住宅改良まで一直線の抑圧の歴史を記すことも可能だろう。社会事業、あるいは暴力と抑圧の通史。

そうした歴史記述に対して、わたしは溯洄と溯游という叙法を試みた。都市社会政策が始動したところで、行政当局によって南太田町のスラムが貧困に泥むものの群居地区として調査され始めた時点から時間を溯洄して（上の）、視察、施与、そして防疫という出来事にかかわってかたちづけられた南太田町の姿態をたどり、そしてつぎには南太田町の住居と住民をめぐる「改良」という事業が、その姿態を変容させたときにまで時間を溯游する（下の）叙法である。すると、「不潔」地区をトタン板塀で圍繞することと「改良」住宅が特殊化されることが区劃ということにおいて相似していること、南太田町は「市民」からの排除と市域への繋留とがはかられてきたことがわかるだろう。1901年に市域内部の縁となった南太田町は、1927年にはぐっと市域の内部にくい込んだ位置を得た。同潤会は、いわば市境の縁から市域の内部へと移動した「不良」かつ「特殊」な地区と住民への「改良事業」をおこなったのだった。

またわたしは、スラムの実態をとらえるよりも南太田町のスラムをめぐる記述をとおして社会になにがあらわれたのかを考えようとした。スラムにむけられた指示はつねに共同における自己鍛錬だったといつてよい。鼠疫にも諸病にも罹らない身体と環境、貧困と怠惰を跳ね除ける意思と習性——そうした指示対象でありつづけるかぎり、南太田町などの都市スラムは市域に繋ぎとめられたのだった。そこは、「市民」からすれば自分たちよりも劣位にありつつ、し

かしそのわれわれの位置にまで上昇しようと精進をつづけるとみなされた少数の克己する住民が、自己の対照として映し出される鏡像なのである。純正な「市民」である自己を確認するために必要な鏡のなかの陰画は、南太田町が「改良」されつつあるころにはその外へも探査の領野がひろがるだろう。横浜市社会課は、『日傭労働者調査』（1932年）『派出婦調査』（1937年）『水上生活者調査』（1938年）をおこない記録してゆく。

南太田町のスラムはその外部に住むものにとって、つねに「市民」とはなにかをめぐる問いとしてあった。だからそこにスラムとしての実態をみたり、そこがスラムとして形成される動因をみたりすることは、その問いへの解を提供することとなる。南太田町に歴史をみるものは、そうではなく、問いを組みかえることをしなくてはならない。南太田町の歴史を書くわたしは、そこがどのような場所でそこにどのような住民が住んでいたのかをあきらかにするよりは、南太田町を造形しようとする強固な意思の1つひとつをたどってみた。問いを組みかえるための1つの試みである。

付記 本稿は、2001年度財団法人陵水学術後援会研究助成による「近代日本の比較都市史研究についてのケース・スタディ」の研究成果の一部である。